

令和3年宇治田原町総務建設常任委員会

令和3年1月18日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 第4四半期の事業執行状況について
○総務課所管
○企画財政課所管
○税住民課所管
- 日程第2 各課所管事項報告について
○企画財政課所管
・第2次宇治田原町男女共同参画計画（素案）について
○税住民課所管
・令和2年度町税徴収実績（第3四半期）について
・令和2年度人口動態集計（第3四半期）について
- 日程第3 第4四半期の事業執行状況について
○建設環境課所管
○まちづくり推進課所管
○産業観光課所管
○上下水道課所管
- 日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	
事務代理兼 上下水道課長	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
企画財政課課長補佐	中地智之君
税住民課長	馬場浩君
建設環境課長	谷出智君
まちづくり推進課長	
事務代理兼 まちづくり推進課 課長補佐	下岡浩喜君
産業観光課長	木原浩一君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ委員の皆様方にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、各課の令和2年度第4四半期の事業執行状況報告並びに所管事項の報告を願いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、閉会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、山本副委員長のもと、各委員の皆さんには大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本年、年始早々には臨時議会を開催いただきまして、議案についてもご可決賜りまして、誠にありがとうございます。早急に本町におきまして第三者委員会を立ち上げて、そしてしっかりと対応してまいりたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、そのときに先日の重大事件等調査特別委員会も議会のほうで開会いただきまして、ありがとうございます。

そのときに申しておりましたけれども、今まで中止をいたしておりました土木・建築に関する入札を再開いたしまして、コロナ関連等の緊急を要するもの、また住民生活に影響を及ぼすものについて、年度内に完了できるように早急に発注をしてまいりたいとこのように考えているところでございます。また、それ以外の入札につきましては入札制度の見直しを進めることとしておりますので、発注時期が年度終わり頃となりますことから、繰り越しを予定した形で事業執行状況を作成をさせていただいているところでございます。この点についても、ひとつご理解を賜りたいとこのように存じているところでございます。本来でございましたら、当然のことながら繰越承認をいただくことが先でございますけれども、今後の事業スケジュールの説明ということもございまして、そういった点につきましても各課のほうからいろいろと報告をさせていただく中で出て

まいりますけれども、ひとつご理解を賜りたいとこのように思うところでございます。

また、新型コロナの関連によります緊急事態宣言が1月14日に発令されまして、本町におきましてもそういった対策本部を開催いたしまして、住民の皆さんにお願いをしていく周知もしているところでございまして、後ほどその他のところで私のほうからご報告申し上げますけれども、先月12月19日にお二人の方が感染されたということがございまして、昨日お一人、宇治田原で感染されたということを聞いております。また新型コロナ対策の緊急事態宣言につきましては、その他のところで報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

本日は、第4四半期の事業執行状況、また各課の所管事項報告、これをさせていただきますので、委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

非常に寒さが厳しい日、またいろいろとちょっと暖かくなった日、非常に体調の悪い、また体調を崩しやすいそういう時期でもございますので、委員の皆様方にお体にはご留意いただきまして、またそれぞれの立場におきましてご活躍をされますよう心からご祈念申し上げまして、長くなりましたけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

また、関係資料を配付しておりますので、併せてご参照願ひます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、各課所管に係ります令和2年度第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆様方、改めまして、おはようございます。

それでは、総務課所管の第4四半期事業執行状況ということでご説明をさせていただきます。

まず1点目、新庁舎記念式典事業費ということで、これにつきましては皆様方のご理解とご協力のもと、昨年7月27日、無事開庁を迎えまして終了しておるところでございます。

続きまして、2番目、情報伝達システム整備事業費、これにつきましても今年度は湯屋谷、銘城台、緑苑坂、新庁舎の周辺ということで、9月末に事業を完了しているところでございます。

続きまして、3点目の自主防災組織支援事業費ということで各自主防災組織に対する安心・安全の活動補助金ということで随時受付しておりまして、各種補助を行っているところでございます。ちなみに1月11日には、岩山のほうで自主防災訓練が行われたところでございます。

続きまして、4番目、多機能消防資機材整備事業費でございます。これにつきましては、緑苑坂第2分団第5部ということで緑苑坂支部の小型の消防車両の更新と、あとAEDの更新ということで銘城台、郷之口、緑苑坂のほうで、これにつきましては既に終了しているところでございます。車両につきましては、3月末の納入ということで引き渡しを予定しているところでございます。

続きまして、5番目、特別定額給付金事業費につきまして、これにつきましても8月24日ということで終了しているところでございます。

続きまして、6番目の災害時避難所物資整備事業費ということで、これにつきましては6月に補正をいただき、新型コロナウイルス感染症対策の物資を整備させていただいたところでございます。この2月に、災害用備蓄食糧更新ということがありますけれども、これは通年当初から予算を見ていただいております。2月に期限が切れるようなものを更新するというところで予定をしているところでございます。

続きまして、2枚目でございます。

7番目、新庁舎建設事業費、これにつきましても6月末に完了しているところでございます。

続きまして、8番目の新庁舎環境整備事業費、これにつきましても新庁舎の建設事業と共に7月末、完了しているところでございます。

それと最後、9番目でございますが、重大事件等調査委員会費ということで、これにつきましても先ほど副町長のほうからもご挨拶ありましたけれども、1月8日に重大事件等調査委員会ということで条例を可決していただきまして、第1回目の調査委員会を2月上旬に開催したいということで今考えておるところでございます。2回目以降につきましても、随時開催していきたいと考えておるところでございます。

簡単ではございますけれども、総務課所管の執行状況とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、1点だけちょっとお尋ねいたします。

今の説明の中の3番目、自主防災組織支援事業、これかなり以前から各自主防災に關しての補助金という形でやっていたらいるんですけれども、各自主防災組織がそれぞれ申請して、それで補助事業ということなんです、当然、各地域の地形とか人口構成とかによって揃えるものというんですか、各組織で整備される内容は若干違うとは思いますが、最低限、町としてこういうものは置いておかないといけないというような形で申請いうんですか、指導いうんですか、そういったことが過去なかったように思うんですが、その辺りの整備状況というのが各自主防災組織によってかなり温度差あるのと違うかなと思うんですけれども、その辺りどうなっているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） ただいまのご質問ですけれども、できた当初につきましては、やはりこういった基本的なものは要するというようなところはお話をさせていただいて、いろいろ物資を整備、確保していただいたと思うんですけれども、その後、やはりそれぞれ各地域によって今いろいろおっしゃっていただきましたとおり各地域の考え方等によって物も変わってきておりますし、そういったところで毎年整備されるに当たりまして町のほうでもご相談をさせていただきながら物資を整えていただいているというような状況でございます。

今後につきましても、そういったことによるそれぞれ申請されるに当たりまして、いろいろとできるだけ基本的なものはきちり各自主防災組織でも同じになるようなところで、きちりうちのほうも助言等をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今ご説明で基本的なものは初めに整備というんですか、支給したというご説明なんですけれども、私の記憶では、コンロと鍋ぐらいしかなかったように思ひます。一番最初、例えば緑苑坂の組織の例で言ひますと、ほかのところは私、全然知りませんけれども、それが今おっしゃった基本的な支給品の整備の部分なんです。その後、要するにこういうものが最低限必要ですよ、整備してくださいよというようなそういう指導というんですか、そういうものも多分なかったように思ひます。

それで、今、例えば緑苑坂の例で言ひますと、毎年毎年、自主防災組織のほうで整備

するものの内容を決めて申請しているという状況なんです。だから先ほど私が言いましたように、各自主防災組織によってかなり温度差があるのじゃないか、整備状況に、いうふうに思うんですけれども、その辺りもう一度どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 物資につきましては、今後きちっと各自主防災組織、基本的なものが一緒になるようにというようなことで、それぞれ毎年やっていただく中できちっと統一できるような形ではうちのほうも助言・指導をさせていただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 後でまた人口の報告なんかもあると思うんですけれども、こういうのを見ていますと、今回、緑苑坂なんかは郷之口よりもまた増えていると。そうしますと、やっぱりそういう自主防災組織の中のこういうような整備とか訓練とかいうのは、当初発足したときと状況かなり変わってくるようなことやと思うんです、いろいろな面で、災害なんか発生しますと。

だからそういった面では、もっとやっぱり役場と、それから地元の各組織と連携取っていただいて、その辺の指導いうんですか、話し合いいうものをやっていかないと、いざ大規模災害が起きたときに対応できないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ご指摘のように、町側と各自主防災会の皆様方との連携、それはもう非常に重要なことであろうかと考えてございます。もちろん各訓練を通じて、またこういう物資の配備等も通じましてしっかり私どもも自主防災会と連携を密にして、今後とも各地域、地域によりやはり要求もご要請の部分も違いもあろうかと思いますが、基本的に町としては町全体を見渡す中で地域独自のご要望もおありかと思っておりますので、そういうところにも耳を傾け、またご協議させていただきながら連携をさせていただきたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） どうかよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、総務課所管の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管について説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、企画財政課所管の事業執行状況、令和2年度第4四半期についてご説明を申し上げます。

まず、1件目、役場庁舎跡地整備事業費でございます。こちら12月の委員会におきましてもご説明を申し上げましたが、次期以降の予定等に記載をさせていただいておりますように、いずれも次年度へ先送りすることとしております。

第4四半期では、10月26日に契約いたしました次年度の実施設計の入札へ向け専門家による技術支援を受けているところでございまして、3月25日の完了を予定しているところでございます。

次に、2つ目、ふるさと納税推進事業費でございます。こちらも例年いつもどおりと申しますか、ふるさとチョイス、さとふる、楽天、ANAほか全部で11のポータルサイトにおきまして、特産品の周知、寄附金の受付を行っているところでございます。

また、第4号補正、12月定例会におきましてご可決を賜りましたふるさと納税ポータルサイトへの掲載を2月23日から3月末まで実施する予定としております。

なお、1月8日現在のふるさと納税寄附額は1億2,100万円余りとなっております。ようやくといいますか、1億円を突破することができました。ありがとうございます。

以上、企画財政課所管の事業執行状況、令和2年第4四半期につきましての説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、課長のほうから、ふるさと納税の今年度の現在時点で1億2,100万円が既に収入されていると、遂に1億円を超したという非常にありがたい報告をいただいたんですけれども、この間、ずっと私申し上げていますように、非常に職員さんがいろいろと知恵を出して頑張っていたということなんですけれども、非常に企画財政課もいろいろと多岐にわたる仕事を取り組んでおられると。

その中でふるさと納税もある担当者の方が一生懸命頑張っていたということなんですけれども、新年度に向けてここらの体制を強化することによってさらに1億を2億、これは単純に行く問題じゃないと思うんですけれども、そういう形でこのところにもう少し、なかなか今の状況の中で職員の体制を充実さすというのは難しいかもしれませんが、そこら辺りの体制のことはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問いただきまして、ありがとうございます。

今、委員のほうからございましたように、本当にふるさと納税の推進についても職員
のほうでいろいろと考えた中で非常にこうした納税をしていただく方が増えて、非常に
ありがたく思っているところでございます。

そういった中、昨年7月27日から新しい体制で新しいところでスタートしたとこ
ろでございますけれども、その事務的な内容等々につきましても今後、第三者委員会に
ついていろんなご意見をいただく、これは別の話として毎年そうした組織なり、また体
制については考えていきたいとこのようにも以前から申し上げているところでござい
まして、そういった内容について担当課のほうからそれぞれ各課の状況を把握する中で、
早急にそういった職員の人員体制についても整理をしていきたいとこのように考えてお
りますので、ひとつご理解のほうをいただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 第三者委員会はちょっとちゃうと思うんですけども、それは別と
して、やはりいろいろと財源を確保してもらっている部署についてはそれなりにやはり
体制を考えていただきたい。

特にふるさと納税はこの間ずっと言うていましたように、倍、倍でついに1億の大台
を超えたということですので、やはりそこで職員さんの体制等も考えていただければ、
さらにもっといいものと言うとちょっと語弊ありますけれども、大きな金額も考えられ
ると思うんです。とりわけ宇治田原のいろんな産品、お茶、お米、特に米なんかはふる
さと納税の返礼品に返す米自体がないというぐらいよく出ているという話も聞いており
ますし、そこらのことを体制をもう少し充実をさせていただいて、さらに攻めの姿勢で
このふるさと納税等については頑張っていたきたいなというふうに思っております。
これは私の意見として申し上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、企画財政課所管の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管について説明を求めます。馬場税住民課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、税住民課に係ります令和2年度第4四半期の事業
執行状況についてご報告させていただきます。

資料4ページのほうになります。

オリジナルナンバープレート事業費でございます。オリジナルナンバープレートにつ

きましては、12月中旬にデザイン案を決定し、現在、試作品を含む新プレートの作成に取り組んでいるところでございます。

第4四半期の予定といたしましては、試作品の完成をもって、3月号の広報紙等により、決定したオリジナルナンバーを発表してまいりたいと考えておるところでございます。3月1日の発表までには、議員の皆様方には事前にご報告をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以降は、町ホームページなどを活用し新プレートの周知広報に努め、新プレートの交付につきましては令和3年4月2日より行ってまいりたいと考えておるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、企画財政課所管の第2次宇治田原町男女共同参画計画（素案）についての説明を求めます。中地企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（中地智之） そうしましたら、第2次宇治田原町男女共同参画計画（素案）についてという事前に配付させていただきました資料に基づきまして、説明のほうさせていただきたく思います。

本町におきましては、2011年に策定いたしました第1次男女共同参画計画に基づきまして人権尊重、保健、子育て支援、地域福祉、教育の分野における様々な施策に、男女共同参画の視点を落とし込みながら事業の推進を図ってまいったところでございます。この本計画の終期が今年度末となっておりますことから、今年度中に第2次計画を策定することとしております。

昨年の7月に住民アンケートを実施いたしまして、5年前と現在の住民の皆様意識の変化を定点観測するとともに、宇治田原町男女共同参画推進懇談会においてご協議いただきました内容を踏まえまして素案を作成いたしましたので、その内容について改変のポイントを中心にかいつまんでご報告を申し上げたく存じます。

また、今後の予定といたしまして、当素案に対して計画（素案）の次に別紙として添付しているんですけれども、住民の皆様からの意見を聴取するためのパブリックコメントを1月22日から実施をさせていただきたいというふうに思っております。このパブコメの結果を踏まえて計画案の調整をさせていただきまして、3月に今年度第3回目の推進懇談会において町長への提言をいただくスケジュールで作業を進めているところでございます。

そうしましたら、計画書（素案）の表紙を開いた1ページ目をご覧ください。

まず、計画策定の背景についてでございます。

この10年で社会環境が大きく変化をしております、この間、女性活躍推進法や働き方改革関連法がそれぞれ施行され、多様な課題に対応した新たな取り組みが職業分野にも求められるようになったほか、グローバルな視点で申しますと、国連サミットにおいてSDGsと呼ばれる17の開発目標が採択され、その中で「ジェンダー平等の実現」という項目が掲げられるなど男女共同参画に対する社会的要請の動きが加速しているというふうにも実感しているところでございます。そのため、本町においても、男女共同参画の社会の形成をより一層進めるために、2021年度から2030年度までを計画期間とする第2次計画を策定するものでございます。

第2次計画の策定に当たりましては、現状把握のため、本町を取り巻く状況について客観的指標により分析した結果が3ページから5ページにかけてになります。その中で5ページ目をご覧くださいませでしょうか。

(3)番は、女性の就業状況というところの分析をした資料になりますけれども、これは国勢調査を基にした就業状況の2010年と2015年の比較ということになりますけれども、下段のグラフ、これが女性のみの就業率を年代別に追った資料になりまして、30歳から34歳のところ、ここを谷とするいわゆるM字カーブが緩やかになっていることが見て取れます。これは結婚、出産等のライフイベントに伴う離職への影響が減少しているということを示すものであり、社会全体の取り組みの成果が一定表れているものと考えております。

続きまして、その次のページ、6ページをご覧ください。

ここで基本目標と基本施策を体系立てて掲げておりますけれども、大変申し訳ございません、記載に誤りがございます。01番、計画の体系のところの以下本文中、4つの基本目標との後、「9つの」としているところですが、「10」の基本施策体系の誤りでございます。お詫びして訂正いたします。大変失礼いたしました。

戻りまして、計画の体系のところなんですけど、現行計画では、基本目標が9つ、基本施策に当たる部分が14項目ございますけれども、新計画の素案においては、基本目標を4つ、基本施策を10に集約するとともに、町全体の目標及び施策と推進体制を切り分けまして行政機関、私ども役場の役割というのを明らかにしたところでございます。

また、新たな法律の要請として女性活躍推進法の施行を受けまして、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲにこの法律の推進していく姿勢というのを落とし込んだものですが、大筋では現行計画に掲げますジェンダー平等を実現するための基本理念を踏襲しつつ、体系をよりシンプルに改変させていただいたところでございます。

さらに、懇談会でご議論をいただく中で、本町においても外国人居住者が増加している現状を踏まえまして、国際化対応の必要性に関するご意見も頂戴しておりましたので、国際理解と多文化共生という視点を新たに本計画にも加えさせていただきました。

ここで掲げております施策の方向を踏まえて、8ページから27ページまではアンケート結果に基づく課題分析を基に、それぞれの基本目標にぶら下がる基本施策と具体の取り組みについて列記をさせていただいているものでございますけれども、ここでは個別の説明は割愛をさせていただきます。

そして、28ページ、29ページには、本計画を推進する体制として、基本目標とは切り分けて行政の果たすべき役割と取り組み内容を記載しているものでございます。

ここまでを本編といたしまして、以降に資料編として関係法令、あるいは用語解説等を加えまして最終的な計画書として整えてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、策定状況の進捗報告とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、先ほどの説明で今回、国連なんかでも言われたジェンダーに対する取り組み、いろんな自治体でそれぞれずっと取り組まれているわけですが、この素案を見ますと、特にジェンダーという言葉そのものも出てくるのが少ないし、ほとんど書かれていない、取り組みそのものが。

だからLGBTなんかのその辺りのことがもっとある自治体なんかは積極的に取り組んで、そういった担当者置いたり、窓口進められているところあるんですけども、その辺り、これが先ほどこの計画が10年ということなので、10年間の間にもっといろんな社会情勢変わってうんと進んでいくと思うんです。そういった意味では、ちょっと取り組みとして弱いんじゃないかという気がするんですけども、その辺りどうなんでし

ようか。

○委員長（藤本英樹） 中地補佐。

○企画財政課課長補佐（中地智之） まず、ご指摘のジェンダーの表記に関してですけれども、男女共同参画という言葉の意味が英語に直訳しますとジェンダーの平等ということになっておりますので、横文字を多用することに関して極力控えた表記を心掛けたというところがまず1点と、あと先ほどおっしゃいましたLGBT、今その後にQがつくのが一般的だそうなんですけれども、まさにその視点、この間の直近の会議、推進懇談会でもそういったものをという意見も出たところです。

いわゆるそれが性差別とかをなくしていこうというところにつながっていくのかなと思うんですけれども、より人権に寄った理念といいますか、というところで、ちょっとそもそもLGBTという考え方が男女の性差をそもそも問題にしていけないでいこうというところが根底にございますので、この計画のタイトルが男女共同参画というところをうたっているところ言えば、より人権に寄った考え方なのかなというところは議論の中でも出たところなんです。

ただ、当然いろんなことをこれ含んだ計画になりますので、そういう性差別とかをなくしていきましょうという理念はここには落とし込んでいきたいなというふうには考えているんですが、その言葉そのものをこの計画に盛り込むかどうかというところはちょっと意見の出たところでして、今この場でもいろんな意見を頂戴できたらというふうには思っておりますけれども。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） おっしゃるとおり、男女共同参画のそもそもの意味は今言われたようなことです。

私も議員にならせていただいてからこの間、いろんなよそでの研修会、そういったところで参加する中でこういうような方の講師で講習を受けたことも何度もあるわけです、過去。そういった意味では、これからやはり性の差別ということについてもっと議論を深めていく、また認識を深めていく、理解を深めていくということが非常に大事やというふうに思うんです。

それで、場合によったら、例えば履歴書なんかで男と女いうのをどちらかに丸しなさいとかいうのはなくしましよとか極端な話、そういったような例もあるみたいなんですけれども、やはりもっと深い取り組みいうんですか、いうことをしないとなかなか認識というのが改まらないんじゃないかというふうに思うんです。

ですので、この辺りさらっとこういうような、今言われたような男女共同参画そのものがLGBTもそういうようなこともこの根底に含まれていますよというようなことであれば、余計にそういうことも言葉としてここの中に入れておくとか、何か表現をやらないと初めて聞いた人とか、あるいはこれを読んだ人が本当に理解するのかなという感じがするんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 先ほどからご指摘をいただいているんですけれども、先ほど中地補佐が言うたことと重複するかもしれませんが、実際この間の懇談会の場でもこういったことも議論をいたしましたし、そもそも男女共同参画推進計画という計画に男女という言葉が上がっていること自体がどうなんだというところまでも議論もいたしましたし、LGBTQ、そちらにつきましては人権という要素がやっぱり大きいということで、もちろん人権の計画には積極的に載せていくべきものであるというふうな考え方はできるんですが、男女共同参画となったときにそこを詳しく計画に細かくうたっていくのはどうなのかというふうなところまで踏み込んだ議論をいたしまして、最終的にはまだ決めてはいませんが、委員おっしゃったように、幾らかの言葉的に付け加えていくとか、具体的にどこに載せればいいのかというふうなところもありましたので、例えば基本目標のIVの1の2のところに、人権を尊重した性や身体に関する理解の促進というふうな項目もございますので、そちらのほうに若干付け加えるであるとか、委員のほうからご意見が出たのは、せめて最後の用語解説というところにそういった言葉は少なくとも書いておくかというふうなご意見も出ましたので、そういったところもう一度うちのほうでも詰めまして、最終的な計画にどの程度まで反映させていくのかというところは今後さらに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、こういったところでご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと基本的なことで、男女共同参画社会、すなわち男女共同参画計画、簡単に言えばこれどんなものなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 中地補佐。

○企画財政課課長補佐（中地智之） 男女共同参画社会を推進していくための計画というふうに認識はしております。

じゃ、その男女共同参画社会とは何ぞやというところで言いますと、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されというところを目指していくものだというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、補佐のほうからお答えいただいたように、まさにそういうことです。男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し共に責任を負う社会ということだと思わうんですけれども、何を言いたいかと申しますと、第1次の男女共同参画計画ではそれぞれ目標値が上がっていたように思うんですが、今回の第2次の10カ年の計画、これで目標値自体が何かあまり書かれていないような気がするんですけれども、この辺りの考え方はどういう考えで今回素案をまとめられましたか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 申し訳ございません。先ほど中地のほうからこの計画、今素案として上がっているのが29ページ、これ以降に参考資料として法令関係であるとか用語の関係を載せていくという説明を先程させていただいたんですが、その前に前計画でいきますと目標数値、指標というのが示されておりますので、そちらのほうも含めて今後この計画には載せていきたいというふうに考えているところでございまして、ちょっと今回その辺の数値の目標的な部分が示せていないことに対してましてはお詫びを申し上げたいと。最終的な計画には、そういった数値も示していきたいというふうに考えているところでございます。

また、その数値につきましては、4つの基本目標、推進体制、この4つと1つがあるわけですが、その中に1つから2つぐらいの目標指標を設定していくという予定をしておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ということは、今の答弁で言われたことは、次の第2次の計画にも目標数値は上げていくということでのいいわけですね。

そうしたら、例えば個別に見てみますと、審議会への女性の登用、目標値が30%でしたけれども、現在23%ぐらいですか、また職員さんの管理職への登用も18%の目標、これはもう18%何%かでクリアできているとかいろいろあると思うんですけれども、ただ、私、先ほど冒頭に申しましたように、30%なり18%なりいろいろ目標値は掲げておられますけれども、男女共同参画、対等な立場で参画し共に責任を負う社会

ということは、世の中、男半分、女半分ということになれば究極の目標値は50%だと思うんです。

その辺りで個別の事情があって、例えば審議会にお願いしても女性は7割断られるというようなことも触れられておりましたけれども、そんな事情があってなかなかフィフティー・フィフティーにはならないという事情は分かるんですけども、少なからず計画をつくる上においてはそれぐらいの目標値で計画をつくる、すなわち一番最初のところに書かれておりました意識改革です、そういうお願いしても断られるというそのらの意識の改革も含めてやっていかんことには何ぼ目標値をつくっても、低い目標値をつくってもなかなかそこに到達しないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 中地補佐。

○企画財政課課長補佐（中地智之） まさにおっしゃるとおりだというふうには感じております。

ただ、例えば女性の登用を50%にと理念どおりの計画を推進しようとするれば50%という数字がもちろん妥当だというふうに思うんですが、ただ現状がどうなのかというところの率から考えたときに、やはり計画ですので、向こう10年間で取り組むときにある程度、実現可能なパーセンテージといいますか、目標値を設定していくという作業も必要なことかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） まあまあ現実問題を無視してできっこない目標値を上げるのも、それはそれでまた意味のないことなんかもかもしれませんけれども、やはり最終究極は50%ということのを頭に意識していただいて、この基本目標に書いてある男女共同参画社会実現のための意識づくり、意識啓発、ここらがまずは大事なんかなというふうに思うんです。その辺のことを意識した計画にさせていただいて、より実効性のある計画それになるように期待はしておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の令和2年度町税徴収実績（第3四半期）について説明を求めます。馬場税住民課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、令和2年度町税徴収実績（第3四半期）、令和2年12月31日現在についてご説明をさせていただきます。

まず、町民税でございますが、現年分で前年同期比1.6%減の76.43%、滞繰分で前年同期比4.1%増の36.60%となっています。

固定資産税でございますが、現年分で前年同期比0.1%増の77.2%、滞繰分で前年同期比20.5%増の48.92%となっています。この固定資産税の滞繰分で前年同期比20.5%増となっておりますのは、大口案件で1件260万円というものがございまして、これが第2四半期に回収できたということで大幅な20.5%の増ということになっておるところでございます。

軽自動車税でございますが、現年分で前年同期比0.7%増の98.22%、滞繰分で前年同期比2.8%減の23.04%となっております。

町たばこ税でございますが、現年分で前年同期比0.7%増の89.9%となっております。

町税全体では、現年分で前年同期比0.4%減の77.73%、滞繰分で前年同期比12.7%増の42.66%、現年分、滞繰分の計では前年同期比0.2%減の77.05%となっているところでございます。

引き続き、京都地方税機構と連携し、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、続いて令和2年度人口動態集計（第3四半期）について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、人口動態調査についてご説明をさせていただきます。

まず、横長の資料をご覧くださいませ。

令和2年度第3四半期人口動態集計表でございます。

1、人口動態です。第3四半期10月から12月の人口は、上の表の右端、計ですが、34人の減少となっております。自然動態においては、出生が8人に対し死亡者数が27人となっており、19人の減となっています。社会動態においては、転入が77人

に対し転出が92人でありましたことから15人の減となっております。社会動態、自然動態ともに減となりましたことから、今期の人口は34人の減となっております。

恐れ入りますが、2ページをご覧くださいませ。

転入者の世代別集計表でございます。

こちらを見ますと、20代から40代の割合が高く、約8割をこの世代が占めており、比較的若い世代の転入が多い傾向が見られます。

3ページをご覧ください。

転出者の世代別集計表でございます。

こちらを見てまいりますと、20代、30代を中心とした若年層の転出が多い傾向が見られます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきまして、下の表の真ん中でございます。

一部転出者在住年数でございますが、15年以上居住した者の割合は約80%に上り、就職や進学を機に転出する傾向が見て取れます。

一番最終ページ、縦長の表でございますが、行政区別人口資料をご覧くださいませ。

表の上段、総合計です。全人口、前年同期の9,250人から119人減少し、9,131人となっております。

0歳から14歳、いわゆる年少人口でございますが、前年同期1,042人、11.26%から43人、0.32ポイント減少し999人、10.94%となっております。

15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口でございますが、前年同期5,441人、58.82%から100人、0.33ポイント減少し、5,341人、58.49%となっております。

65歳以上、高齢化率ですが、前年同期2,767人、29.91%から24人、0.66ポイント増加し、2,791人、30.57%となっております。

簡単でございますが、以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、税住民課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和2年度第4四半期の事業執行状況及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 職員さんの接遇のことを申し上げたいと思うんですけれども、総務課が人事の担当課だと思いますので、この場でちょっと触れさせといてもらいます。

先週4、5日前、私のほうに匿名なんですけれども、投書が来ております。それは何やと言いますと、建設課の職員さんの対応が非常にまずいというんですか、苦情の匿名が来ております。ちょっと内容を、名前は申し上げませんが、紹介をさせていただきます。

前段飛ばしまして、「何度も訴えてきましたが、一向に改善されないのは役場の建設課の窓口対応です。これはいいことを言われているBさんやCさんがいるときは親切に対応してもらえますけれども、いないときは私が行くと気付いていても無視されます。それはAさんという職員さんです。態度がすごく偉そうで、どうしてこんな人を住民の窓口配置するのか分かりません。あまりにも怖くて、Bさんがいないときは帰ったことも何度もあります。町長にお便りしたこともありますが、取り合ってもらえませんでした。建設課では談合で逮捕者が出て、町は信頼回復と言っておられますけれども、一般の住民にとって談合よりも職員さんの対応のほうがよっぽど切実な問題です。」という内容で、「私の周りの人たちも同じようなことを感じております。住民課には、以前おられたDさん、Eさんがいられたときはいつも親切にいただきました。いい人はみんな辞めていかれます。」という内容で、「どうかこのことを町に伝えていただきたく、お願いをいたします。」という内容です。

先ほどAさんという職員さんのことをここで書かれておりますけれども、私もいろんな方から建設課のAさんとFさんの接遇、対応については非常に苦情を聞いております。また、今回、全然知らん方からこういう形で匿名の手紙をいただきましたので、確かにここに書かれておりますように、談合の問題の解決か職員の研修が大事ななかそこは別としましても、やはり信頼回復をするという上において職員が窓口できちっと住民の方に対応する、そのことは大事なツールかアイテムか分かりませんが、その一つだと思っております。

そんな中でこういう苦情を言われる方は、自分の思っていることがうまくいったときはこれは誰しも言われませんが、少々対応がまずくても。ただ、やはり自分が訴えていることがなかなか聞き入れてもらえないときにこういうような話が起るんかなと思うん

ですけれども、私もかつて職員の時代によく窓口でもめたことも経験をしておりますけれども、同じ駄目だという結論を出すときにも、気持ち良くまあしゃあないなと言うて帰ってもらえるのと、あんたの顔二度と見たくないわという感じで帰っていかれるのと次の対応が全然違うと思うんです。

ここで先ほどBさんとかCさんという非常に対応のいい職員さんのことも申しましたけれども、やはり住民さんの方がペケであれマルであれ、気持ち良く帰っていただくためにはやはりそういうコミュニケーション力を上げてもらう、また接遇の研修もきちっとしていただいてやってもらわないと、今非常に町が厳しい状況になってるんですけれども、こういう投書なり苦情が来ること自体があまりいいことないと思うんですけれども、今申しましたようにAさん、Fさん、いろいろよく聞きますということを私申し上げましたが、町のほうにそういった苦情は来ていないでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまございました件につきまして、日頃から職員のそれぞれ接遇についてはマニュアルに基づきいろいろと研修を図っているところでございます。

そういう中でいろんな対応についてもあるわけで、逆にこの場で今ご指摘いただいている中で申し上げるのは非常に心苦しいんですけれども、町内あるいは町外、他府県からも非常によくしていただいたとこういうようなお声もいただいているところでございますけれども、今ご指摘のあった件については今日までそういった内容で間違ったことは私は言っていないというふうに思うんですけれども、ただその方の本当に気持ちを考えた上での対応、こういうところが非常にご指摘いただいているのかなというように思うところでございまして、今もございましたように駄目なことは駄目だと申し上げなるところでございまして、その言い方とか、住民の皆さんが役場に来られるということはいろんな面においてここに来たらいろいろと相談に乗ってもらえる、またいろんな話を聞いてもらえるとこういうことを思って来られるわけでございますので、そういった方への対応についての、私は入口に大きな問題があるのやないかというように思っているところでございまして、内容の中では大変申し訳ないということも出てくるわけでございます。そういう中での一つ一つの対応がきめ細かにしていくことが非常に重要やというふうに思っております。

今ご指摘いただいた件については、以前からもそういったことをお聞きした内容において個々に対応はいたしておりますけれども、なお一層、そういった職員への接遇についてはしっかりそういう面での対応、当然、条例や法律で決まっていることは駄目なこ

とは駄目だというようにお伝えはしなければならないわけですが、同じ駄目だという言い方がいろいろあるかと思しますので、相手さんの気持ちになって、また相手さんの心の中にしっかり入ったそういった真心を持った対応を努めていかなければならないと思っておりますので、今後ともしっかりと職員研修に努めてまいりたいとこのように思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、副町長のほうから以前からも聞いているという内容の答弁だったと思うんですけども、対応がいい、愛想がいい、だから仕事ができる、対応が悪い、だから仕事ができないという単純な構図ではないと思うんです。仕事はきちっとできて、ただ言い方がもうちょっとうまいこと言うたらええのになということもある人もあると思うんです。ここで言うAさんは恐らく今言うた後者のタイプだと思うんです。確かにきちっと仕事はされているように思いますが、ただ先ほども言いましたように数人の方からそういう声も聞いておりますし、やはり仕事ができ、なおかつ対応もいいという職員が一番求められる職員像かなというふうに思うんです。だからそこら辺の接遇の辺りが対応ができないならばきちっと研修、研修だけでできるかどうか分かりませんが、もう少し窓口でマルであれペケであれ気持ち良く帰っていただけるという窓口づくりを目指していただきたいなと思うんです。

これも先ほど申しましたように、今、町が大変な時期にあります。信頼回復、これをしてしなければいけないときですので、信頼回復のまず第一歩は職員さんのさわやかな窓口の対応だと思うんです。このことは徹底をしていただいて、それから信頼回復に向けての長い道のりになるかもしれませんが、そのスタートを切っていただきたいとそのことは切に申し上げておきます。

匿名の場合、私は敢えて取り上げることは基本的にはしないんですが、内容が内容で、私も言われていることはよく分かるし、聞いておりました内容だったので、今回敢えて取り上げさせていただきました。その辺りよろしくお願いします。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまいろいろとご指摘いただいた中でまさにそういったことが、これは私は今までもそうしたさわやかなそういう対応が基だというふうに思っておりますけれども、なお一層そういった職員の接遇研修も踏まえまして、住民の皆さんやまた町内外、また他府県から来られる方々に対しましてもそういった気持ちでしっかりと対応できるように取り組んでまいりたいとこのように思っておりますので、ご理解賜

りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

コロナ対策のため換気を行いますので、5分程度休憩したいと思います。再開は11時15分から始めますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時13分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項についてを始めます。

日程第3、各課所管に係ります第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

それでは、令和2年度第4四半期事業執行状況についてご説明申し上げます。

事業、4つございます。一番上、1、新市街地連絡道路整備事業費でございます。こちらにつきましては、排水対策工事は3月完了予定で、鋭意進めているところでございます。

その下、贅田立川線道路工事につきましても、3月完了予定で進めているところでございます。

続きまして、2番目、町道新設改良事業費でございます。こちらのほうは随時工事発注していく予定でございます。

3つ目でございます。道路施設長寿命化修繕事業費でございます。こちらのほうも、橋梁点検につきましては3月完了予定で進めているところでございます。舗装工事につきましても、3月完了予定で進めておるところでございます。

橋梁工事の長尾橋につきましては、1月発注の上、3月完了予定で準備のほうを進めているところでございます。

あと、神繩橋の橋梁工事につきましては、繰越予定としているところでございます。

最後、4つ目でございます。交通安全対策事業費、交通安全施設の新設・修繕・使用料等につきましては、通年でやっております。全て発注済みでございます。

その下、南北線交通安全灯新設工事につきましては、3月完了予定で進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管について説明を求めます。下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、まちづくり推進課分の事業についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

まず、事業番号1番、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費、これにつきましては第2期地域創生総合戦略に掲げます移住定住対策の事業となっております。

1つ目の行ですけれども、「うじたわらいく」移住定住ポータルサイト等によるPRということで、ポータルサイト等のPR広告を継続して実施しております。

2つ目の行ですけれども、「ハートのまち」の発信につながる商品開発補助金ということで、現在1件の申請を受け付けております。対象経費の4分の3の補助、上限15万円としております。府移住コンシェルジュ等との連携、府主催セミナー等への参画ということで、12月5日にオンラインセミナーを行っております。

3つ目の行ですけれども、町内在勤者ほかへのアプローチということですが、これにつきましては工業団地企業を予定しておりましたが、現在コロナ禍で開催を見合わせております。

4つ目の行ですけれども、9月補正いただきました、コロナに負けないオンライン等プロモーション事業等ですが、移住者の発信支援ということでSNSの発信のスキルアップ講座と併せまして事業を行っていく予定をしておりますが、現在、緊急事態宣言を受けましてスケジュールの再調整をしているところでございます。

事業番号2番、「ハートのまち」移住定住奨励金につきましては、4月1日に移住定

住の促進につきまして、町内への移住ということについて制度を拡充しております。現在の実績ですけれども、9世帯32人、実績額は225万円となっています。うちIターン、Uターンに相当するものが4世帯10人、町内の定住拡充分に当たります分が5世帯22人の実績となっております。

事業番号3番、空家等総合対策事業費につきまして、一番上の行ですけれども、空家等対策協議会につきましては現在、書面会議で状況報告のみを行ったのが実績です。

2番目の行ですけれども、移住希望者によるお試し住宅への入居につきましては、現在12月から2月までの入居がおられまして、3月からの入居に関しましては現在2件の問い合わせがございます。

3番目の行ですけれども、空家バンク掲載物件の掘り起こしということで、個別勧奨と地域との協力とさせていただいておりますが、地域には区への聞き取り等を実施しております。

一番下、管理不全空家等除却支援事業の補助金につきまして、11月に交付決定を受けまして、現在2件除却済みとなっております。

事業番号4番、公共交通利用推進事業費につきまして、一番上の行ですけれども、地域公共交通会議を開催させていただいております、12月21日に開催しました。これにつきましては、別紙の資料といたしまして、第11回宇治田原町地域公共交通会議の開催結果についてということについて、後ろに資料をA4、1枚ものとしてつけさせていただきますいております。

こちらには事業の概要について記させていただいておりますけれども、会議の主な意見としまして、まずデマンド型乗合タクシーは、利用が集中する時間帯があることなどから自由な利用とすれば多大な公費負担が必要となる可能性があるため、タクシー事業者に聞き取りを行うとともに、利用時間帯や曜日を指定するなどのサービスの設計が必要であるという意見がございました。

2つ目ですけれども、デマンド型乗合タクシー、ループバスともに、路線バスの利用促進、すなわちバス路線の維持が目的でありますので、路線バスのダイヤに合わせたダイヤを組むことが有効であるという意見がございました。

3つ目、新しい地域公共交通では、地域によってループバスとデマンド型乗合タクシーとサービスが異なりますので、実証実験等その後の導入に向けまして地域住民への丁寧な説明が必要であるという意見がございました。

4つ目は、住民アンケートでは、新しい公共交通の取り組みについて、いいと思うと

いう意見が約42%ございましたが、分からないというのも約43%ございましたことから、特にデマンド型乗合タクシーにつきましてはサービス内容を詳細に示さないと住民にイメージが伝わらないというような意見がございました。

執行状況の表に戻っていただきまして、一番下、3つ目の行ですけれども、利用促進対策としまして緑苑坂への路線バス利用補助、町営バスのデコレーションの車両の運行などを行っております。緑苑坂への路線バスの補助券につきましては、12月末の実績としましては申請が142人、うち大人が137人、子どもが5人です。利用のほうは延べ人数といたしまして1,043人、大人が1,021人、子どもが22人となっております。

それ以外にも、路線バスの奥山田地区の延伸事業等への補助を実施しておりまして、4月5日から12月13日まで実質運行51日間の運行をしていただきました。これにつきましては、利用のほうは延べ1,485人、昨年度の3,004人に比べましてマイナス50.6%となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、3ページになります。

事業番号5番の宇治田原山手線整備促進住民会議助成金、これにつきましては促進会議のほうで10月2日に知事への要望を行っていただいておりますが、その後、コロナ禍によりまして、啓発活動については現在見合わせているところでございます。

事業番号6番、宇治田原山手線整備事業費につきましては、1つ目の行ですけれども、工事委託（山手北分）ですけれども、これにつきましてはネクスコ西日本へ工事委託をしております。

2つ目の行ですが、工事委託（新市街地分）となっておりますが、これは京都府へ1億6,810万円で工事委託をしております。既に一部につきましては工事が発注済みでありまして、令和2年11月13日から令和3年3月25日までの工期で上層路盤工までの工事が今予定されております。

次に、事業番号7番、新市街地都市公園整備事業費につきましては、その1工事につきましては12月末で完了しておりますので、現在、その2、その3工事について3月末の工期までの中で工事に取り組んでおります。12月補正いただきました2,036万6,000円を合わせまして建築工事、防災倉庫、トイレ、大屋根、東屋につきましては繰り越しを予定しております。

事業番号8番、地域公共交通事業者支援事業費、これにつきましても12月に補正いただいたものになりますが、路線バス事業者のバス車両に対します抗ウイルス加工と障

壁設置についての補助金となっております。対象の車両は77台、期間は11月9日から12月23日まで行われ、現在終了しております。

以上でまちづくり推進課の事業執行状況です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、まちづくり推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、産業観光課第4四半期の事業執行状況をご説明させていただきます。

まず1番目に、ハートのまちのブランド米調査研究事業費でございます。これにつきましては、米袋の作成、現在検討中ということで利用方法の検討、学校給食に向けての生産検討ということでございます。今現在、農家の高収益野菜に移行する傾向で、優良農地の空きが意外と固まって少ないということがあるので、学校給食に資する面積の拡大は今後協議会で再検討していくということでございます。

ハートのまちのブランド米につきましては、ブランド化する基準を決めた中で、現在実施されているふるさと納税の返礼品や自己販売されている米について、新たな米袋による販売を検討していくということでございます。

次に、木の駅プロジェクト調査研究事業費でございます。これは1月下旬に第2回の試行実施ということで進めさせていただきたいと思っております。これにつきましては、山の施業をする中で皆さんがいろんな考えをお持ちなので、その中で話し合いをし、今後進めていきたいと考えております。

次に、3番目の林道整備等事業費でございます。これは大峰林道の道路改良工事ということで、これは繰り越しを予定しております。

次に、4番目の森林経営管理事業費でございます。森林経営管理計画の委託業務ということで、委託期間は令和3年11月30日までということでございます。

5番目の有害鳥獣対策事業費でございます。有害駆除委託、サル追いということでございます。この中でモンキードッグにつきましては、今現在3名の方に実施していただいております。今後、候補犬について訓練を受けさせるとともに、サルパトと組み合わせた追い払いを実施してまいりたいと考えております。

次に、6番目のお茶の京都観光まちづくり推進事業費でございます。おもてなし推進事業費の随時受付申請を3月下旬まで行います。観光情報発信を進めております。これはSNS、ホームページ、パンフレット等でございます。

次に、7番目の末山・くつわ池自然公園事業費でございます。これにつきましては、指定管理者による指定、施設運営と1月下旬に多目的広場、これは平成24年に決壊した池の跡地、前年度に駐車場を整備したその池のところの整備工事を進めていきたいと思っております。3月下旬を目標として進めたいと考えております。

次に、8番目の休業要請対象事業者支援事業費でございます。これにつきましては、もう申請期間が終わっておりますので、実績の報告となります。一番右、次期以降の予定等のところに実績として入れさせていただいております。

次に、9番目のがんばるまちの事業者・農業者支援事業費でございます。これも実績報告ということになります。9月補正分に関しましては、11月30日までの実績ということでございます。

次に、10番目の宇治田原まちの元気な企業応援事業費でございます。これにつきましては、3年3月31日までの申請期間となっております。

次に、11番目のまちを元気にするプレミアム商品券発行事業費補助金でございます。これにつきましては利用期間が1月末までということで、1月4日に商工会からの折り込みチラシ等を入れていただいて、今現在進めています。これにつきましては、「町民の窓」にも掲載させていただいております。

次に、12番目の高収益作物次期作支援事業費でございます。これにつきましては、国の交付金の申請は前年の11月17日まででございました。申請件数は70件ございまして、今後これに関しまして1月の下旬から2月の下旬までに町の上乗せ分、野菜等で1万円、その他お茶ということになりますともう1万円上乗せするという事業で申請を受け付けたいと考えております。

13番目のオンライン観光プロモーション事業費でございます。これにつきましては、冊子、電子冊子、動画の作成ということで3月上旬まで、次にそこから納品、実績報告ということでさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、産業観光課所管の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。垣内建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長。

○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長（垣内清文） それでは、上下水道課のほうの事業執行状況についてご説明申し上げます。

1 番目、宇治田原のおいしい水道水PR事業費でございます。前回でも申し上げておりますように、残念ながらPR事業のほうは見送りとさせていただきたいと考えております。

2 番目、急速ろ過機改良事業費でございます。今年の6月末頃、完成予定をしております。

3 番目、湯屋谷配水管更新事業費でございます。これは現在、湯屋谷地区塩谷の中で更新工事のほうをしている最中でございます。早ければ2月中には完了する予定でございます。

4 番目、公共下水道（管渠）整備事業費でございます。工業団地内の工事については現在施工中でして、3月末予定ですが、立川の面整備工事につきましては繰り越しを予定しております。

5 番目、遠方監視装置改良事業費でございます。これはもう既に終わっておりますので、終了でございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 1つだけ、ちょっとお尋ねいたします。

3番目の湯屋谷の配水管更新事業なんですが、水道管更新事業3月完了予定というふうなご報告で、もともと湯屋谷地区は漏水問題がかねてからずっとあったんですけれども、ほぼ今回のこの工事で漏水問題が解消されるというふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事代理。

○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長（垣内清文） 湯屋谷の地域が非常に全体的に石綿管がまだ多く残っておりますので、今年度で完了とはいきません。まだ次年度以降も、引き続いて更新工事は続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、まだ場所によっては漏水は起こるというふうに理解しておっていいわけですね。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事代理。

○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長（垣内清文） 漏水起こるといふか、今現在でも実はかなりの小規模の漏水はたくさん起こっておる状況です。

古い管を更新するのに当然費用がかかりますので、これから長ければ10年近くはかかるかと考えておりますが、漏水の場合、その都度その都度対応しておりますので、日々、漏水との戦いというふうになってまいります。ご理解ください。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 事情はよく理解できるんですけども、何せ水道の原価に関わることなので、当然、全住民にやっぱり影響しますので、できる限り早急に事業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上で第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の令和2年度第4四半期の事業執行状況を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、当局から何かございませんでしょうか。山下副町長。

○副町長（山下康之） では、すみません、私のほうから1つご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

冒頭でもご挨拶を申し上げました新型コロナウイルス感染対策についてでございます。

これについては、本年の1月14日に国のほうから発せられた緊急事態宣言に伴いまして、京都府からも新型コロナウイルス感染防止のための府における緊急事態措置として、まず1つ目は外出の自粛、2つ目にはイベント等の開催制限、3つ目には施設の使

用制限など、4つ目には職場への出勤等の実施内容が示されました。

これを受けまして、本町におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしまして、感染拡大防止をさらに推進するために取り組んでいきたいとそうしたこと、また、住民の皆さんへのお願いということで、緊急事態宣言の発令中の折り込みを配布させていただこうというように思っておるところでございますけれども、まず1つの住民の方への周知ということで、施設の運営状況あるいはイベントに関する情報、またその他住民生活に影響のある情報について町のホームページを通じ、住民の皆様は随時情報提供していく。

また、特に今回は府からの要請に対し本町が維持管理する各種公共施設についても、その利用時間を原則午後8時までとすることから、今後1月20日の朝刊に配布させていただいている「役場だより」の新聞折り込みをさせていただきたいとこのように思っているところでございます。

それと、事業の実施等の判断でございますけれども、本町が主催するイベント等については、国・府の方針及び関係機関等が定めるガイドラインや緊急事態措置の概要等を踏まえながら実施の可否を判断する。また、特に高齢者や基礎疾患のある方などの参加が相当数見込まれるものについては、実施手法の変更や延期・中止も含め適切に対応していく。

それと、本町の職員の体制でございますけれども、現在、職員の勤務等については統一的な数値目標は定めないものの、テレワーク勤務あるいはまた会議室の活用、週休の分散化や休暇取得の推進等も含めて少しでもリスクを軽減できるよう、各所属において、日常業務やあるいは住民サービスの維持を踏まえながら感染症対策に取り組むことといたしております。

また、施設利用時間とこれが一応原則午後8時ということもございますので、本町の職場におきましてもそういった整合性及び外出抑制の観点からも、午後8時以降の時間外勤務を抑制する、できるだけ抑制していくとこういうように定めておりまして、2月7日までの発令期間を目処に考えておるところでございます。

そういった中で「役場だより」のほうも早急に出させていただくわけでございますけれども、小中学校あるいはまた保育所、学童保育については、現時点では休園・休校等は行わず、感染症対策を徹底する中で子どもたちの学びの場の確保、通常保育等を継続していきたいというように思っております。

これについては、今日冒頭でご挨拶申し上げましたけれども、お一人が昨日確認され

ているということもございますので、非常に全国的・世界的にも新型コロナの感染が連日、報道等も発表されているところがございますけれども、いろんな方々においても濃厚接触者というような位置付けの中でPCR検査をお受けになっている方もたくさんおられるというようには認識しているところでございます。

そういった状況も踏まえながらしっかりと情報を早く入手するとともに、そういったいろんな施設等についても感染防止対策をしっかりとやっていきたいというようにも思うところでございまして、以前にも申し上げましたように、本当にどこでもそういった感染される恐れがあるというような非常に危機感を持った中において日頃からお願いしております手洗いやうがい、そういった消毒、また3密を避ける、そういったことも十分に周知をする中で対応していきたいというように思っております。

また、この「役場だより」の中では、公共施設の対応ということでいろんな町の施設については最大午後8時とさせていただき、個々のいろんな事業についてもそれぞれ状況を見ながらしっかりとした判断、また感染対策、こういったことを講じていきたいとこういうように考えておりますので、ひとつご理解をいただきますようによろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） この件について何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第4、その他についてを終了いたします。

本日は、令和2年度第4四半期の執行状況報告並びに所管事項報告を受けたところです。本年度も第4四半期に入り、残すところ2カ月余りとなりました。事業の執行に当たっては、年度内完了に向け、最善の努力を強く求めておきます。

なお、閉会中の委員会は本日の委員会が今年度最終としておりますが、3月議会に向けて開催の必要が生じれば調整いたしますので、各委員、また町当局におかれましても対応をよろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時43分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹